

逗子市国土強靱化地域計画（案）の概要

1. 計画策定の趣旨

国土強靱化とは、災害の発生の際に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった事後対策の繰り返しを避け、いかなる災害等が発生しようとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な社会を平時から作り上げていこうとするものです。

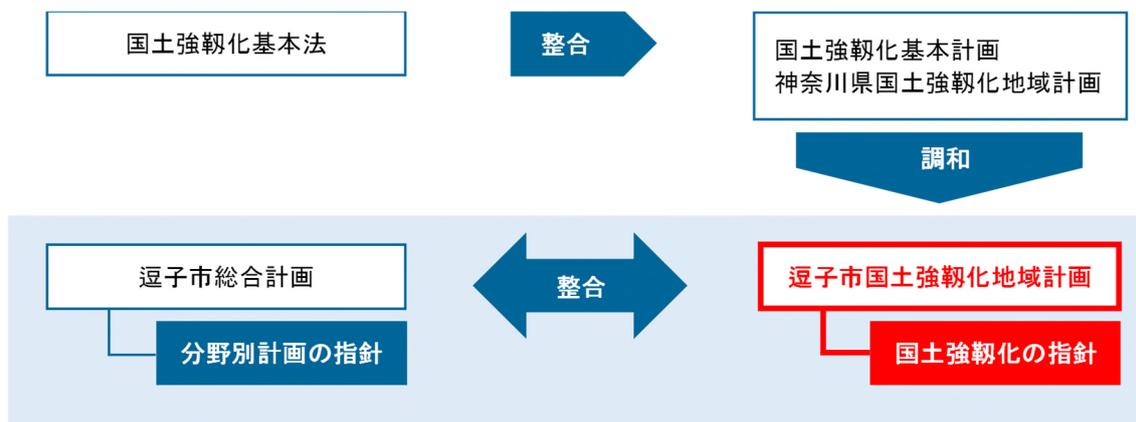
国や神奈川県では、大規模自然災害に対する健康診断となる脆弱性評価を実施するとともに、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画（国は「国土強靱化基本計画」、神奈川県は「神奈川県国土強靱化地域計画」）を策定しています。

これら、国や神奈川県の動きを受け、逗子市においても、今後起こり得る大規模自然災害に備え、どのような大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、市民の生命・身体及び財産を守れるよう、強靱化に関する指針となる「逗子市国土強靱化地域計画（以下、「本計画」という。）」を策定するものです。

2. 国土強靱化地域計画とは

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付け、また、基本法第14条に基づき、基本計画や県地域計画との調和を保ち作成します。

本計画は、①地域を強靱化する上での目標の明確化、②起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定、③脆弱性の分析、評価、課題の検討のステップで作成します。



3. 地域を強靱化する上での目標の明確化

本計画では、以下の4つの「基本目標」と、基本目標の実現に向け、本市の強靱化を推進し達成すべき8つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持すること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

事前に備えるべき目標

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

4. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定

市民の生活・経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されますが、大規模自然災害はひとたび発生すれば、広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、本計画では、大規模自然災害を想定するリスクとします。

想定するリスクを踏まえて、8つの「事前に備えるべき目標」を達成する上で妨げとなる事態として、38の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、起きてはならない最悪の事態ごとに今後必要となる施策を対応方策として整理しました。（起きてはならない最悪の事態は、計画本編 14、15 頁に記載）

5. 脆弱性（脆弱性）の分析・評価、課題の検討

脆弱性の分析・評価とは、地域の強靱化を進める上で前提となる、リスクシナリオに対する地域の弱点を洗い出す重要なプロセスです。脆弱性の分析・評価を出発点に、問題点を整理し、これから何をすべきか（リスクへの対応方策）を考え、計画に記載し国土強靱化の取組を推進していきます。

本計画では、脆弱性の分析・評価と対応方策を見開き 1 ページで、見開き左ページに脆弱性の分析・評価の結果、見開き右ページにリスクへの対応方策を掲載しています。（計画本編 18 頁以降に記載）

目標 1 直接死を最大限防ぐ。

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 **重点**

脆弱性の分析・評価

1 住宅・建築物等の耐震化

- ・神奈川県地震被害想定調査によると、大正関東地震を再現した地震が発生した場合、市内では最大震度 6 強の揺れが想定されています。耐震対策が十分でない建物が倒壊し、人命や財産が被害に遭うおそれがあります。
- ・市内の共同住宅の耐震化率は 95% を超えているものの、戸建て住宅の耐震化率は 81.8% と推計されています。住宅の耐震化を進めていく必要があります。
- ・大規模地震時には強い揺れにより、屋内でも家具の転倒やガラスの飛散、天井の脱落等が発生し、被災するおそれがあるため、屋内収容物等の耐震対策を進めていく必要があります。
- ・民間の店舗、事務所、賃貸住宅等の耐震化が遅れています。施設の損壊により利用者が被害に遭ったり、施設を継続的に使用できなくなったりするおそれがあるため、民間建築物の耐震化を進めていく必要があります。

左ページに脆弱性分析を記載

1-1 (1/4)

リスクへの対応方策

1 住宅・建築物等の耐震化

○ 住宅等の耐震化

②住宅・都市・交通・国土保全

- ・市民の生命・財産を保護するため、戸建て住宅・共同住宅などの耐震改修を進めるとともに、旧耐震基準で建築された住宅の建替えや除却を促進します。《まちづくり景観課》
- ・耐震化率の低い戸建て住宅の耐震化を進めるため、木造住宅に対して「簡易耐震診断」、「一般耐震診断」、「耐震補強工事（耐震設計、工事監理を含む）」、「耐震シェルター等の設置」を行う場合、その費用の一部を補助します。《まちづくり景観課》

○ 屋内収容物等の耐震対策

②住宅・都市・交通・国土保全

- ・家具類を固定し、転倒防止措置を進めるとともに、被害を抑えるための家具類の配置を考えることを周知します。《防災安全課》

○ 民間大

国土保全

- ・物品販売
- ・知・啓発
- ・があるため、積極的な耐震化の普及・啓発を実施します。《まちづくり景観課》

右ページに対応方策を記載

6. 計画の進捗管理

本計画は、「一度策定したら見直すことなく、あとは推進するのみ」というのではなく、PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善）を繰り返し、より効率的・効果的に進捗が図られるように随時見直しを行っていくことが不可欠なため、概ね 5 年ごとに計画の見直しを実施します。